



「奨学金返還支援制度」の導入について

株式会社百十四銀行（頭取 森 匡史）は、職員の奨学金返還負担を軽減し、人材の確保・定着及びエンゲージメントの向上を図ることを目的として、「奨学金返還支援制度（当行単独支援制度）」を導入しますので、下記のとおりお知らせします。

当行は、2026年4月に「かがわで働こう！奨学金返還支援制度」の登録企業第一号となり、香川県内で就業・居住する多くの職員の奨学金返還を支援できる環境が整いました。

このたび、同制度の対象とならない職員も含め、より多くの職員が支援を受けられるよう、当行独自の「奨学金返還支援制度（当行単独支援制度）」を新たに導入することを決定しました。両制度を組み合わせることで、配属先や勤務地にかかわらず、幅広い職員を支援できるようになりました。

本制度は、2027年4月以降の入行者を対象に支援を開始します。

当行は今後も、職員一人ひとりが安心して長く活躍できる環境づくりに取り組み、地域社会の持続的な発展と地域経済の活性化に貢献してまいります。

○制度概要

制 度 名 称	奨学金返還支援制度（当行単独支援制度）
対 象 者	下記のすべてに該当する職員 ・2027年4月以降に入行した職員（一部の現職員には経過措置あり） ・日本学生支援機構の奨学金の貸与を受け、返還予定または返還中であること ・大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校を卒業後、3年以内に当行に入行していること ・「かがわで働こう！奨学金返還支援制度」の支援対象外となる職員
対象の奨学金	日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）
支 援 条 件	入行後、7年間継続して就業していること
支 援 額	20,000 円×貸与月数※（一括支援） （※）日本学生支援機構が定める奨学金の貸与期間における月数

以上